

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第15号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別記第4号様式（略）</p> <p>退職手当決定通知書</p> <p>（略）</p> <p>注 本手当の算出基礎等については、別紙退職手当計算書写しを参照してください。</p> <p>なお、本手当の支給日は、年 月 日です。口座振替の方は、上記の支給日に御指定の口座に振り込まれます。</p> <p>また、送金により受けとられる方は、<u>出納機関（出納局会計課）</u>からの別途通知により、金融機関にて受領してください。</p>	<p>別記第4号様式（略）</p> <p>退職手当決定通知書</p> <p>（略）</p> <p>注 本手当の算出基礎等については、別紙退職手当計算書写しを参照してください。</p> <p>なお、本手当の支給日は、年 月 日です。口座振替の方は、上記の支給日に御指定の口座に振り込まれます。</p> <p>また、送金により受けとられる方は、<u>静岡県会計管理者</u>からの別途通知により、金融機関にて受領してください。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。